

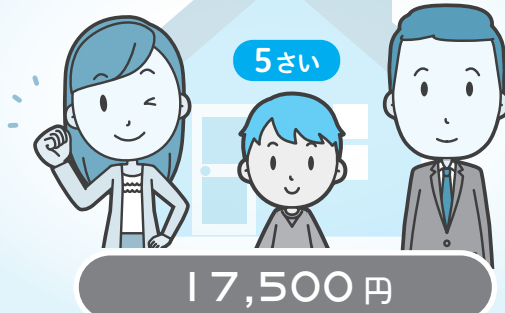
保育料が決定しました

平成30年度の認定こども園、および幼稚園・保育園の保育料が決定しました。保育料は、世帯員の市民税の課税額に応じて各階層に分けられています。ひとり親世帯等には、在宅障害者のいる世帯を含みます。くわしくは福祉課こども係へ問い合わせください。

認定こども園、幼稚園

教育認定（1号）の保育料／一般・ひとり親世帯等共通

例：市民税 77,101 円以上～137,001 円未満の場合



○教育認定の場合、小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。ただし、2階層はきょうだいの年齢にかかわらず最年長の子どもから順に2人目以降は0円とし、3階層はきょうだいの年齢にかかわらず最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。

○ひとり親世帯の場合、第3階層はきょうだいの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目以降は無料。

保育所（園）、認定こども園

保育認定（2号・3号）の保育料／一般世帯（標準時間）

例：市民税 110,000 円以上～130,000 円未満の場合



○保育認定の場合、小学校就学前の範囲で、保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。ただし、2階層はきょうだいの年齢に関わらず、最年長の子どもから順に2人目以降は0円とし、3階層から4-1階層の一部（市町村民税57,700円未満）はきょうだいの年齢に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。

保育所（園）、認定こども園

保育認定（2号・3号）の保育料／ひとり親（標準時間）

例：市民税 48,600 円以上～77,101 円未満の場合



○保育認定の場合、小学校就学前の範囲で、保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。

○ひとり親世帯等の保育認定では、第3-10階層から4-10階層は、きょうだいの年齢にかかわらず最年長の子どもから順に2人目以降0円。

※ 4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定

問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118